

現況届(施設等利用給付認定)の手続きのご案内

子ども・子育て支援法に基づいて、盛岡市から認定を受けて保育施設等を利用している方を対象として、年に1度、世帯や保育の必要性の状況を確認する手続きです。次のとおり書類のご用意をお願いいたします。

1 裏面の「現況届」の記入をお願いします。

お子様1人につき1部

- この用紙は、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設を利用する方にお配りしています。
- 印字されている住所や氏名などに誤りがないかご確認ください。
- 世帯構成や保育を必要とする事由など、令和6年4月以降の状況を記入してください。
- きょうだいで異なる施設を利用している場合、施設からの配布日は別々となる場合があります。

様式、記載例やよくあるお問い合わせなど詳細はこちら
(市公式ホームページ)



問い合わせ先
盛岡市子ども未来部子育てあんしん課
〒020-0884 盛岡市神明町3-29
電話:019-626-7553(保育サービス推進室)

⚠ 期限内に現況届の提出がなく、市や施設への連絡もない場合は、利用料の給付に支障が生じることがあります。提出が遅れる場合は必ずご連絡ください。

2 「保育を必要とする事由の証明書類」の用意をお願いします。

この現況届に就労証明書等を添付する場合はこちらに✓してください。

父	☒ 今回の「現況届(この用紙)」に添付 ☐ 令和6年3月以降に提出済 ☐ 後日提出予定(____月____日)※最終締切:令和6年6月25日
母	☐ 今回の「現況届(この用紙)」に添付 ☒ 令和6年3月以降に提出済 ☐ 後日提出予定(____月____日)※最終締切:令和6年6月25日

【保育を必要とする事由の証明書類一覧】

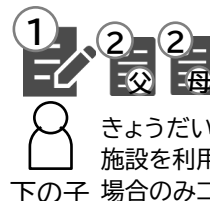
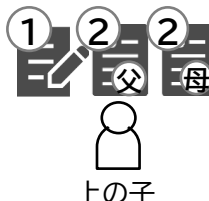
きょうだいの保育施設の入所申込み等により、先に市へ就労証明書等を提出済みの方は、こちらに✓してください。

出産		出産予定日のページの写し
疾病障がい	治療を要する方 障がいがある方 (保育が困難な場合)	障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し ・身体障がい1～2級 ・精神障がい1級 ・療育手帳A ・介護保険要介護4～5 ・特別児童扶養手当1級の場合
介護看護	障がいのある方 や病人の介護・ 看護をする方	上記以外は診断書 治療見込期間に令和6年4月1日を含むもの 市指定様式
就学	大学生、専門学生、 職業訓練生	発行日が令和6年4月以降の在学証明書 又は受講決定通知書及び時間割表
求職活動	求職活動中	不要
育児休業	育児休業中	育児休業期間が記載された 就労証明書 市指定様式
その他	子育てあんしん課へお問い合わせください	

3 「この用紙①」と「保育を必要とする事由の証明書類②」をご利用の施設へ提出してください。締切はご利用の施設にご確認ください。

- きょうだいがいて複数の「現況届」を提出する場合でも、「保育を必要とする事由の証明書類」の提出は1部でかまいません。ただしきょうだいで異なる施設を利用している場合、証明書類は1部原本、その他はコピーを提出してください。

- 証明書類の準備が締切に間に合わないときは、先に「現況届」のみを提出し、証明書類は用意が整い次第提出してください。
令和6年6月25日までには提出してください。(ただし在学証明書を除く)



⚠ 裏面を記入して下さい。